平成２９年（フ）第１８７２号
福岡市博多区東公園１番22―１号
債務者　増田　光希
1　決定年月日時　平成30年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　文敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１６７号
北九州市小倉南区下城野１丁目１番23―103号
債務者　前田　英樹
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１９６号
北九州市八幡西区御開３丁目９番１―602号
債務者　川崎　晃一
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第８１号
北海道北斗市中央１丁目１番17号　コーポユウコ102
債務者　高野　真仁
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１００号
函館市富岡町３丁目34番41―303号　富岡331
債務者　高橋　ゆき
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１０３号
函館市北浜町２番３―202号
債務者　須藤　周二
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第２５号
福岡県京都郡苅田町与原１丁目６番地11（キャッスル与原201号室）
債務者　大塚　　徹
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成３０年（フ）第３０８号
名古屋市港区春田野２丁目1208番地　ベイ・ストーン201号、従前の住所名古屋市港区西福田３丁目415番地
債務者　田ノ上嵯也香
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１４８号
北九州市八幡西区吉祥寺町２番７号
債務者　山下　雅子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１９９号
福岡県中間市通谷５丁目20番３号
債務者　山田　耕稔
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２００号
福岡県遠賀郡芦屋町正門町２番40号
債務者　稲井　泰康
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２２号
北海道北見市美山町南５丁目129番地10　美山第２団地６号棟32号
債務者　佐藤絵理子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成３０年（フ）第９９号
埼玉県三郷市彦成４丁目３番６―102号
債務者　小西　　保
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１１１号
埼玉県三郷市彦成４丁目３番10―503号
債務者　小川ライアン（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１１２号
埼玉県三郷市彦成４丁目３番10―503号
債務者　小川早百合
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１１９号
埼玉県越谷市南越谷５丁目５番地11　レクセルグランデ新越谷303号
債務者　平山　郁代
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１４０号
埼玉県三郷市早稲田２丁目20番地35
債務者　遠井　明子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１４３号
千葉県野田市清水公園東１丁目24番地の14　齋藤方、破産申立時の住所埼玉県越谷市レイクタウン９丁目１番地28　ロイジェントパークスレイクタウンH205（旧住所）埼玉県吉川市栄町876番地　３―204号
債務者　平野　町子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係